省　令

○法務省令第三十四号

刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第十条の規定に基づき、刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十日

法務大臣　岩城　光英

刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令

刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和六十二年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法別表第二号1㈦」を「法別表第二号1㈥」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

○厚生労働省令第百号

国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十項を次のように改める。

（政府管掌年金事業の運営に関する事務の特例）

9　法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項各号に掲げるもののほか、平成二十八年度の一般会計予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金（次項において「年金生活者等支援臨時福祉給付金」という。）の支給に関する事務とする。

（機構への事務の委託の特例）

10　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、第百十六条各号に掲げるもののほか、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給の事務に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）とする。

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第二条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

（年金個人情報の利用目的以外の目的のための利用の特例）

第二条　法第三十八条第五項第三号への厚生労働省令で定めるものは、第九条各号に掲げるもののほか、平成二十八年度の一般会計予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金の支給に関する事務とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。